

子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方 (国「作業の手引き」より)

1 見直しの根拠

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示。以下「**基本指針**」という。）」において、計画の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととされている。

2 見直しの要否の基準（「量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

基本指針では、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合に見直しが必要とされている。この「大きくかい離している場合」の解釈は、実績値が計画における量の見込みよりも 10%以上のかい離がある場合、「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

- ① 平成 29 年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合または、
- ② 既に計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

(参考)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示 第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

- 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
(略)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

3 見直しの手順

(1) 実績値の把握

平成 28 年 4 月 1 日時点における支給認定区分（1～3 号）ごとの子どもの人数を把握する。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1) に基づき把握した実績値について、支給認定区分ごとに市町村計画における量の見込みと比較した結果、「見直しの要否の基準」に照らして、見直しが必要な場合は、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行う。

＜要因分析の視点＞

①推計時の予想を超えて児童数自体が増加している。

（例 大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加 など）

②推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっている。

（例 専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、など）

(3) 教育・保育の量の見直し

(2) の要因を精査の上、平成 31 年度（計画の最終年度）末までの「推計児童数」と「利用意向率」を算出の上、「量の見込み」の補正を行う。

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う。

・放課後児童クラブ

利用の見込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。

・延長保育事業及び病児保育事業

保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う。

・一時預かり事業

一時預かりを行う幼稚園の拡大や利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

・利用者支援事業

保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適切に把握するためには、保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直しを行う。

・その他

地域子育て支援拠点事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

5 「量の見込み」を下方修正する場合の留意点

見直しの結果、市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図ること。